

社会保険審査会裁決集

平成 2 5 年版

(厚生労働省保険局総務課 社会保険審査調整室 資料)



裁決番号目次
裁 決 書 本 文
健康保険関係
傷病手当金 / 療養費 / 出産手当金 / 被保険者資格・標準報酬 / その他
厚生年金保険
老齢給付 / 障害給付 / 遺族給付 / 被保険者資格・標準報酬 / その他
健康保険・厚生年金保険共通
被保険者資格・標準報酬 / 保険料
国民年金関係
障害給付 / 遺族給付 / 保険料 / その他

榊原社労士事務所 (平成 2 7 年 5 月作成)



注意事項

この裁決集は、すでに頒布しました平成23・24年版その他の旧年版と同様、担当行政庁より適法に入手した行政文書です。

担当行政庁が、内部用参考資料として個人情報等に配慮して編集し、1冊にまとめた行政文書です。

担当行政庁は当版から再び、以前のように平成25年の1年の主要な裁決を1冊に編みました。1年間の全裁決を掲載しているものではありません。

平成18年版まで掲載していた「裁決要旨」や「原処分行政庁」、「当事者」の記載を取りやめ、さらに「審査資料」や「事実認定」の詳細を省略した点は平成19年版と同じです。

これらのことから、平成18年版より各裁決の判断過程の透明性が低下し、活用しにくくなっているかもしれません。さらに個別裁決事案の詳細を知りたい場合にはそれぞれの裁決書を入手する必要があるかもしれません。あらかじめご承知ください。

当事務所では、表紙ページまたは左側しおりから裁決書本文各項目とびらへのリンクを設定して利用の便を図りました。



ご利用に当たって、次の点に同意頂いたものとして頒布します。よろしくお願い致します。

① 当資料は、担当行政庁が編集・作成した行政文書です。ご利用は購入者ご自身の責任でお願いします。当所では当資料を利用したことによる個々の問題についての責任を負いません。

② 当資料はPDF形式ファイルであり、文書内容の抽出等一部制限をかけてありますが、印刷は可能です。PDFファイルの取扱いに関する疑問は、関係アプリケーションソフトのマニュアルをご参照頂くなど、ご自身にてご対応ください。当所からのサポートは致しません。

なお、一般に、PDF関係アプリケーションソフトと、パソコンのOSまたはプリンタドライバとの関係で、ごくまれに多数ページの一括印刷ができない場合があります。その際には、ページ指定印刷で、数枚ずつ印刷してください。

③ 当資料PDFファイルのご利用は、購入されたご本人に限らせて頂きます。従って、

当資料PDFファイルの第三者への無断コピー配布等はなさないでください。



厚生労働省の「社会保険審査会」のホームページについて。

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/shinsa/syakai/index.html>

上記アドレスから「社会保険審査会」のホームページが閲覧できます。組織概要、審査制度解説に加え、取扱状況と主な裁決例も掲載されています。

長年公開を要求してきた方々の努力のたまものでしょう。関係職員みなさんのご尽力を評価しつつ、今後の更なる充実と、裁決の全件公開を求めます。



最後に、社会保険審査会裁決のみならず、労働保険審査会裁決など行政不服審査の判断は、行政運営の公正の確保と透明性の向上を図り国民の権利利益の保護に資するため、積極的に公表されるべきと考えます。賛同して頂ける方は、関係行政庁に対し、さらなる積極的な公表を進めるよう要請するなど、できる範囲でのご協力をお願いします。

以上

2015 年 5 月 榊原社労士事務所 榊原 悟志



社会保険審査会裁決集

平成25年版

厚生労働省保険局総務課
社会保険審査調整室

社会保険審査会裁決集

平成 25 年版

総 目 次

健康保険関係

傷病手当金	1
療養費	63
出産手当金	79
被保険者資格・標準報酬	85
その他	93

厚生年金保険

老齢給付	105
障害給付	119
遺族給付	387
被保険者資格・標準報酬	463
その他	487

健康保険・厚生年金保険共通

被保険者資格・標準報酬 517

保険料 537

国民年金関係

障害給付 551

遺族給付 689

保険料 701

その他 715

健康保険関係

傷病手当金

平成24年(健)第836号	平成25年7月31日.....	3
平成24年(健)第870号	平成25年5月31日.....	10
平成24年(健)第907号	平成25年7月31日.....	18
平成24年(健)第1032号	平成25年8月30日.....	22
平成24年(健)第1086号	平成25年7月31日.....	25
平成24年(健)第1198号	平成25年8月30日.....	29
平成24年(健)第1287号	平成25年8月30日.....	32
平成24年(健)第1396号	平成25年8月30日.....	35
平成25年(健)第18号	平成25年9月30日.....	38
平成25年(健)第42号	平成25年10月31日.....	40
平成25年(健)第60号	平成25年10月31日.....	44
平成25年(健)第168号	平成25年10月31日.....	48
平成25年(健)第213号	平成25年12月25日.....	51
平成25年(健)第226号	平成25年11月29日.....	54
平成25年(健)第262号	平成25年10月31日.....	58
平成25年(健)第337号	平成25年10月31日.....	61

療養費

平成24年(健)第708号	平成25年5月31日.....	65
平成24年(健)第1436号	平成25年8月30日.....	68
平成24年(健)第1456号		
平成24年(健)第1466号	平成25年8月30日.....	71
平成25年(健)第180号	平成25年12月25日.....	74

出産手当金

平成24年（健）第980号	平成25年6月28日……………	81
---------------	-----------------	----

被保険者資格・標準報酬

平成24年（健）第1230号	平成25年9月30日……………	87
----------------	-----------------	----

その他

平成24年（船）第833号		
平成24年（船）第843号	平成25年7月31日……………	95
平成25年（健）第8号	平成25年7月31日……………	98
平成25年（健）第181号	平成25年11月29日……………	101

厚生年金保険

老齢給付

平成24年（厚）第1462号	平成25年9月30日……………	107
平成25年（厚）第22号	平成25年10月31日……………	111
平成25年（厚）第172号	平成25年10月31日……………	114

障害給付

平成24年（厚）第558号	平成25年7月31日裁決……………	121
平成24年（厚）第636号	平成25年8月30日裁決……………	126
平成24年（厚）第666号	平成25年5月31日裁決……………	130

平成24年(厚)第727号	平成25年5月31日裁決……………	135
平成24年(厚)第820号	平成25年7月31日裁決……………	140
平成24年(厚)第832号	平成25年5月31日裁決……………	144
平成24年(厚)第840号	平成25年5月31日裁決……………	149
平成24年(厚)第863号	平成25年5月31日裁決……………	152
平成24年(厚)第898号	平成25年5月31日裁決……………	156
平成24年(厚)第947号	平成25年5月31日裁決……………	159
平成24年(厚)第960号	平成25年5月31日裁決……………	165
平成24年(厚)第982号	平成25年5月31日裁決……………	171
平成24年(厚)第1000号	平成25年6月28日裁決……………	177
平成24年(厚)第1016号	平成25年5月31日裁決……………	180
平成24年(厚)第1068号	平成25年6月28日裁決……………	185
平成24年(厚)第1082号	平成25年6月28日裁決……………	189
平成24年(厚)第1100号	平成25年7月31日裁決……………	193
平成24年(厚)第1120号	平成25年8月30日裁決……………	198
平成24年(厚)第1131号	平成25年6月28日裁決……………	202
平成24年(厚)第1162号	平成25年10月31日裁決……………	205
平成24年(厚)第1176号	平成25年7月31日裁決……………	210
平成24年(厚)第1182号	平成25年7月31日裁決……………	213
平成24年(厚)第1190号	平成25年9月30日裁決……………	217
平成24年(厚)第1216号	平成25年6月28日裁決……………	220
平成24年(厚)第1227号	平成25年6月28日裁決……………	223
平成24年(厚)第1228号	平成25年7月31日裁決……………	226
平成24年(厚)第1237号	平成25年6月28日裁決……………	229
平成24年(厚)第1241号	平成25年6月28日裁決……………	232
平成24年(厚)第1258号	平成25年8月30日裁決……………	234
平成24年(厚)第1268号	平成25年9月30日裁決……………	238
平成24年(厚)第1282号	平成25年6月28日裁決……………	241

平成24年（厚）第1290号	平成25年12月25日裁決……………	245
平成24年（厚）第1310号	平成25年9月30日裁決……………	247
平成24年（厚）第1317号	平成25年10月31日裁決……………	250
平成24年（厚）第1330号	平成25年8月30日裁決……………	255
平成24年（厚）第1332号	平成25年9月30日裁決……………	258
平成24年（厚）第1386号	平成25年8月30日裁決……………	262
平成24年（厚）第1416号	平成25年9月30日裁決……………	266
平成24年（厚）第1427号	平成25年8月30日裁決……………	270
平成24年（厚）第1446号	平成25年9月30日裁決……………	272
平成24年（厚）第1472号	平成25年10月31日裁決……………	277
平成24年（厚）第1486号	平成25年9月30日裁決……………	281
平成24年（厚）第1542号	平成25年10月31日裁決……………	284
平成25年（厚）第10号	平成25年10月31日裁決……………	287
平成25年（厚）第17号	平成25年10月31日裁決……………	292
平成25年（厚）第20号	平成25年11月29日裁決……………	296
平成25年（厚）第48号	平成25年11月29日裁決……………	300
平成25年（厚）第65号	平成25年10月31日裁決……………	304
平成25年（厚）第68号	平成25年11月29日裁決……………	307
平成25年（厚）第70号	平成25年11月29日裁決……………	312
平成25年（厚）第88号	平成25年10月31日裁決……………	318
平成25年（厚）第90号	平成25年11月29日裁決……………	323
平成25年（厚）第143号	平成25年10月31日裁決……………	326
平成25年（厚）第156号	平成25年11月29日裁決……………	332
平成25年（厚）第186号	平成25年10月31日裁決……………	337
平成25年（厚）第197号	平成25年11月29日裁決……………	341
平成25年（厚）第198号	平成25年11月29日裁決……………	349
平成25年（厚）第232号	平成25年12月25日裁決……………	353
平成25年（厚）第246号	平成25年10月31日裁決……………	357

平成25年（厚）第276号	平成25年10月31日裁決……………	361
平成25年（厚）第286号	平成25年11月29日裁決……………	366
平成25年（厚）第340号	平成25年12月25日裁決……………	373
平成25年（厚）第406号	平成25年12月25日裁決……………	376
平成25年（厚）第446号	平成25年12月25日裁決……………	381

遺族給付

平成24年（厚）第722号	平成25年5月31日……………	389
平成24年（厚）第806号	平成25年5月31日……………	394
平成24年（厚）第850号	平成25年4月26日……………	398
平成24年（厚）第900号	平成25年5月31日……………	401
平成24年（厚）第1026号	平成25年4月26日……………	405
平成24年（厚）第1090号	平成25年7月31日……………	408
平成24年（厚）第1200号		
平成24年（厚）第1210号		
平成24年（厚）第1300号	平成25年7月31日……………	412
平成24年（厚）第1262号	平成25年7月31日……………	420
平成24年（厚）第1382号	平成25年7月31日……………	423
平成24年（厚）第1432号	平成25年10月31日……………	427
平成24年（厚）第1516号	平成25年9月30日……………	430
平成24年（厚）第1556号	平成25年9月30日……………	433
平成25年（厚）第52号	平成25年10月31日……………	436
平成25年（厚）第136号	平成25年10月31日……………	444
平成25年（厚）第150号	平成25年11月29日……………	447
平成25年（厚）第236号	平成25年10月31日……………	450
平成25年（厚）第360号	平成25年12月25日……………	454
平成25年（厚）第396号	平成25年12月25日……………	458

被保険者資格・標準報酬

平成24年(厚)第865号	
平成24年(厚)第935号	
平成24年(厚)第1045号	平成25年6月28日…………… 465
平成24年(厚)第1005号	平成25年5月31日…………… 467
平成24年(厚)第1062号	平成25年6月28日…………… 470
平成24年(厚)第1130号	平成25年7月31日…………… 473
平成24年(厚)第1140号	平成25年7月31日…………… 476
平成24年(厚)第1240号	平成25年9月30日…………… 480

その他

平成24年(厚)第206号	
平成24年(厚)第216号	平成25年4月26日…………… 489
平成24年(厚)第1122号	平成25年9月30日…………… 495
平成24年(厚)第1322号	平成25年10月31日…………… 497
平成24年(厚)第1526号	平成25年9月30日…………… 500
平成25年(厚)第102号	平成25年11月29日…………… 506
平成25年(厚)第167号	平成25年12月25日…………… 509

健康保険・厚生年金保険共通

被保険者資格・標準報酬

平成22年（健厚）第620号	平成25年4月26日	519
平成24年（健厚）第738号	平成25年5月31日	522
平成24年（健厚）第747号	平成25年5月31日	526
平成24年（健厚）第790号	平成25年7月31日	531

保険料

平成24年（健厚）第518号		
平成24年（健厚）第528号	平成25年8月30日	539
平成25年（健厚）第267号		
平成25年（健厚）第343号		
平成25年（健厚）第353号		
平成25年（健厚）第363号		
平成25年（健厚）第373号		
平成25年（健厚）第383号		
平成25年（健厚）第593号		
平成25年（健厚）第603号		
平成25年（健厚）第633号		
平成25年（健厚）第643号	平成25年12月25日	548

国 民 年 金 関 係

障害給付

平成24年(国)第487号	平成25年4月26日.....	553
平成24年(国)第491号	平成25年4月26日.....	557
平成24年(国)第667号	平成25年4月26日.....	560
平成24年(国)第687号	平成25年4月26日.....	564
平成24年(国)第697号	平成25年4月26日.....	567
平成24年(国)第735号	平成25年7月31日.....	571
平成24年(国)第737号	平成25年5月31日.....	575
平成24年(国)第782号	平成25年5月31日.....	578
平成24年(国)第801号	平成25年5月31日.....	582
平成24年(国)第807号	平成25年6月28日.....	585
平成24年(国)第826号	平成25年6月28日.....	591
平成24年(国)第843号	平成25年7月31日.....	596
平成24年(国)第847号	平成25年6月28日.....	599
平成24年(国)第857号	平成25年6月28日.....	603
平成24年(国)第907号	平成25年6月28日.....	606
平成24年(国)第980号	平成25年9月30日.....	611
平成24年(国)第987号	平成25年8月30日.....	617
平成24年(国)第1087号	平成25年8月30日.....	621
平成25年(国)第7号	平成25年7月31日.....	624
平成25年(国)第9号	平成25年11月29日.....	627
平成25年(国)第15号	平成25年10月31日.....	630
平成25年(国)第35号	平成25年12月25日.....	633
平成25年(国)第37号	平成25年10月31日.....	638
平成25年(国)第67号	平成25年9月30日.....	642

平成25年（国）第127号	平成25年10月31日……………	645
平成25年（国）第135号	平成25年12月25日……………	648
平成25年（国）第147号	平成25年11月29日……………	653
平成25年（国）第167号	平成25年11月29日……………	657
平成25年（国）第237号	平成25年12月25日……………	660
平成25年（国）第297号	平成25年11月29日……………	664
平成25年（国）第313号	平成25年11月29日……………	667
平成25年（国）第343号	平成25年12月25日……………	672
平成25年（国）第347号	平成25年12月25日……………	676
平成25年（国）第355号	平成25年12月25日……………	680
平成25年（国）第505号	平成25年12月25日……………	685

遺族給付

平成25年（国）第190号	平成25年11月29日……………	691
平成25年（国）第311号		
平成25年（国）第321号		
平成25年（国）第331号		
平成25年（国）第341号		
平成25年（国）第351号	平成25年12月25日……………	695

保険料

平成24年（国）第204号	平成25年9月30日……………	703
平成24年（国）第812号	平成25年6月28日……………	708
平成24年（国）第897号	平成25年6月28日……………	710
平成24年（国）第920号	平成25年8月30日……………	712

その他

平成24年（国）第264号	平成25年7月31日	717
平成25年（国）第161号	平成25年11月29日	721

健 康 保 險 関 係

傷 病 手 当 金

平成25年7月31日

主文

後記「理由」欄第2の4記載の原処分中、請求人に対し、平成○年○月○日から平成○年○月○日までの期間についての（亡）Aに係る健康保険法による傷病手当金を支給しないとした部分を取り消す。

本件再審査請求中、その余の部分棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、平成○年○月○日に死亡した請求人の夫であるA（以下「A」という。）に係る健康保険法（以下「健保法」という。）による傷病手当金の支給を求めるとのことである。

第2 再審査請求の経過

本件記録によると、請求人が本件再審査請求をするに至る経緯として、次の各事実が認められる。

- 1 Aは、平成○年○月○日に健康保険法（以下「健保法」という。）上の適用事業所である○○自動車株式会社（以下「本件事業所」という。）に使用されるものとして健康保険の被保険者資格を取得し、平成○年○月○日に健康保険の被保険者資格を喪失したが、同日から任意継続被保険者となった者であり、平成○年○月○日から平成○年○月○日までの期間、多発性筋炎の療養のため労務に服することができなかったとして、傷病手当金の支給を受けていた（以下、上記支給期間を「既支給期間」、上記支給対象傷病を「当該傷病」という。）。
- 2 請求人は、Aの妻であるところ、Aは、平成○年○月○日に死亡した。
- 3 請求人は、Aが当該傷病の療養のため、平成○年○月○日から平成○年○月○日までの期間、労務に服することができなかったとして、平成○年○月○日（受付）、全国健康保険協会○○支部長（以下「○○支部長」という。）に対し、傷病手当

金の支給を申請した（以下、上記請求に係る期間を「本件請求期間」という。）。

- 4 ○○支部長は、平成○年○月○日付で請求人に対し、「保険給付を受ける権利が時効（2年）により消滅しているため。法定給付期間（1年6カ月）を超えた請求であるため。」との理由により、傷病手当金を支給しない旨の処分（以下「原処分」という。）をした。

- 5 請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に再審査請求をした。

第3 当審査会の判断

- 1 傷病手当金の支給については、健保法第99条第1項（ただし、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号。以下「平成18年改正法」という。）による改正前のもの）に「被保険者が療養のため労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間、傷病手当金……を支給する」と規定されており、同法第104条には、「被保険者の資格を喪失した日（任意継続被保険者の資格を喪失した者にあつては、その資格を取得した日）の前日まで引き続き1年以上被保険者（任意継続被保険者又は共済組合の組合員である被保険者を除く。）であつた者（……）であつて、その資格を喪失した際に傷病手当金…の支給を受けているものは、被保険者として受けることができるはずであつた期間、継続して同一の保険者からその給付を受けることができると規定されている（以下、この規定に基づく給付を「傷病手当金の継続給付」という。）。そして、法定給付期間については、同法第99条第2項に「傷病手当金の支給期間は、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関しては、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。」と規定されている。
- 2 Aが本件請求期間に係る傷病手当の給付を受ける権利を取得したか否かについ

て検討する。本件記録によると、次の各事実が認められる。

(1) Aは、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間（既支給期間）、当該傷病の療養のため労務に服することができなかったとして、傷病手当金の支給を受けた。既支給期間のうち、同年〇月〇日から同月〇日までの期間の傷病手当金は、同年〇月〇日に支給され、同年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間の傷病手当金は、申請書が同年〇月〇日に〇〇社会保険事務所（当時。以下「本件事務所」という。）で受け付けられて同月〇日に支給されており、同年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間の傷病手当金は、申請書が同年〇月〇日に本件事務所で受け付けられて同年〇月〇日に支給されている。

なお、Aは、既支給期間の前にも、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間について、前立腺癌により労務に服することができなかったとして、傷病手当金の支給を受けているが、そのうちの同年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間の傷病手当金は、同年〇月〇日に支給されており、同年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間の傷病手当金は、同年〇月〇日に支給されている。

(2) Aは、平成〇年〇月〇日に本件事務所を退職したが、同月〇日に健康保険の任意継続被保険者の資格を取得した。Aは、退職後も、引き続き〇〇県厚生農業協同組合連合会 a 病院（以下「a 病院」という。）に入院及び通院してB医師の診療を受けており、本件請求期間中は、同月〇日から同年〇月〇日まで入院して診療を受け（入院日数〇日。なお、入院開始日は、既支給期間〇日（待期期間）前の平成〇年〇月〇日である。）、同年〇月以降はいずれも通院であるが、同月、同年〇月、〇月、〇月、〇月及び平成〇年〇月がいずれも〇日の実通院日数、同年〇月

が〇日の実通院日数、同年〇月、〇月、〇月、〇月、〇月、〇月及び〇月がいずれも〇日の実通院日数であった。B医師作成の本件請求期間に係る平成〇年〇月〇日付健康保険傷病手当金申請書（第4回から第9回までの6通）の各「療養担当者が意見を記入するところ」欄によると、傷病名はいずれも当該傷病、発病又は負傷の原因はいずれも「不明」、発病の年月日はいずれも「平成〇年〇月頃」とされ、労務不能と認めた平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間に係る「主たる症状及び経過等」及び「労務不能と認められた医学的な所見」として、「多発性筋炎に対しステロイド投与を行っていた。」「改善認め、経過は良好であった。ステロイド漸減し、P S L 3 0 mg で退院となった。〇／〇落ち着いており、P S L 2 0 mg へ減量した。」と、労務不能と認めた平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間に係る「主たる症状及び経過等」及び「労務不能と認められた医学的な所見」として、「症状安定。ステロイド漸減した。」「筋力低下を認めるため。」と、労務不能と認めた平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの期間に係る「主たる症状及び経過等」及び「労務不能と認められた医学的な所見」として、「症状は安定したが、血清C K が上昇認めた。P S L 1 2 mg 維持で経過観察とした。」「筋力低下認めるため。」と、労務不能と認めた平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間に係る「主たる症状及び経過等」及び「労務不能と認められた医学的な所見」として、「〇／〇血清C K 〇へ上昇。多発性筋炎再燃のため、P S L 2 0 mg へ増量した。〇／〇血清C K 正常化した。」「筋力低下を認めるため。」と、労務不能と認めた平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間に係る「主たる症状及び経過等」及び「労務不能と認められた医学的な所見」として、「落ち

着しており、再度ステロイド漸減を開始した。」「筋力低下認めるため。」と、労務不能と認めた平成○年○月○日から同年○月○日までの期間に係る「主たる症状及び経過等」及び「労務不能と認められた医学的な所見」として、「落ち着いており、ステロイド漸減した。」「筋力低下認めるため。」と、それぞれ記載されていることが認められる。

(3) 上記認定事実に当該傷病の特質及び病態を併せ考慮すると、Aは、本件請求期間のうち、平成○年○月○日から法定給付期間（1年6月）満了日である平成○年○月○日までの期間については、当該傷病の療養のため労務に服することができない状態であったと認めるのが相当であるから、その期間に係る傷病手当金の支給を受ける権利（以下「本件傷病手当金受給権」という。）を取得したものと認めることができる。しかしながら、本件請求期間のうち、平成○年○月○日から平成○年○月○日までの期間については、法定給付期間を超えた期間であるから、当該傷病の療養のため労務不能であったかどうかを検討するまでもなく、健保法第99条第2項の規定により、傷病手当金の支給を受けることはできない。

3 次に、本件傷病手当金受給権が時効により消滅したかどうかについて検討する。

健保法193条は、保険給付を受ける権利は2年を経過したときは、時効によって消滅すると規定しており、消滅時効は、権利を行使することができる時から進行する（民法第166条第1項）ところ、傷病手当金の請求権は、療養のため労務に服することができなくなった日から起算し、3日の待期間をおいて、第4日目以降の、労務に服することができなかった日ごとに発生するものであるから、各労務不能日に係る傷病手当金請求権の消滅時効の起算日は当該労務不能

日の翌日となり、時効期間は2年後の起算日に相当する日の前日に満了する（民法第143条第2項）。したがって、本件傷病手当金受給権で最後に発生した受給権は平成○年○月○日の分であるから、その起算日は同月○日となり、本件傷病手当金受給権は平成○年○月○日（同月16日が日曜日であるから、民法第142条及び行政機関の休日に関する法律第1条第1項第1号の規定によりその翌日である同月17日が満了日となる。）の経過により消滅時効期間が満了したことになる。

4 この点に関し、請求人は、次のとおり主張する。すなわち、既支給期間に係る傷病手当金は、Aが当該傷病のため自ら申請書を作成することができなかったのもので、その委任を受けた請求人が申請書類を作成、必要書類を収集して本件事務所に提出して手続をしていた。Aは、平成○年○月○日に被保険者資格を喪失して任意継続被保険者となったが、その途端、本件事務所の担当者から、任意継続被保険者は健保法が改正されたので傷病手当金支給されなくなったと説明され、本件事業所の社長の力添えを得て本件事務所をお願いしたが、「制度が変わったので、任意継続被保険者に対しては傷病手当金が支給されない。」と説明されたので、申請することを諦めたものである。このように、Aは、本件請求期間につき、傷病手当金支給の申請をしようとしたが、保険者側の行政上の誤った説明、教示により、申請を諦めざるを得なかったものであり、本件申請に至るまでの間に上記時効期間が経過してしまったのであるから、時効消滅を理由として、本件請求期間に係る傷病手当金を支給しないとする処分は、不当である。以上のように主張している。

5 そこで、本件傷病手当金受給権につき、傷病手当金の申請がされるまでの経緯について検討するに、本件記録によると、次の各事実（一部上記2の認定事実と重複するが、再掲する。）が認められる。

- (1) Aは、P S A検査の結果、○ ng/mlと異常に高値であったことから、平成○年○月○日にa病院を受診し、生検にて前立腺癌と診断され、ホルモン療法が開始されたが、平成○年○月○日には多発性筋炎及び多発性筋炎に伴う間質性肺炎を発症し、ステロイドホルモンであるP S L（プレドニゾロン）の投与が開始された。
- (2) Aは、既支給期間に係る傷病手当金の支給を受けたが、Aは、平成○年○月○日から同年○月○日までa病院に入院していたことから、これらの申請手続は、妻である請求人がその委任を受けて、本件事業所の社会保険事務担当者（以下「本件事業所担当者」という。）とともに申請書類の作成及び添付書類の収集、整備をして、これを行っていた。既支給期間のうち、平成○年○月○日から同月○日までの期間の傷病手当金は、同年○月○日に支給され、同年○月○日から同年○月○日までの期間の傷病手当金は、申請書が同年○月○日に本件事務所で受け付けられて同月○日に支給されており、同年○月○日から同年○月○日までの期間の傷病手当金は、申請書が同年○月○日に本件事務所で受け付けられて同年○月○日に支給されている。
- (3) Aは、上記入院期間中の平成○年○月○日に本件事業所を退職し、同月○日に被保険者資格を喪失し、同日から任意継続被保険者となった。
- (4) Aは、平成○年○月○日までの入院治療を受けて退院後も、毎月通院して当該傷病の治療を受けていたところ、入院中の同年6月21日に平成18年改正法が公布されたが、同法は、附則第1条各号所定の除外規定を除いて同年10月1日から施行された。
- (5) 本件事業所担当者は、平成18年改正法が公布された後の平成○年○月下旬に、任意継続被保険者となったAの傷病手当金の支給申請書を作成する準備をすべく、本件事務所担当者に連

絡を取ったところ、本件事務所担当者は、本件事業所担当者に対し、「法律改正により、任意継続被保険者には傷病手当金は支給されないこととなったので、申請をすることはできない。」旨を告げた。なお、本件事務所担当者は、その際、法律改正後の具体的な事務取扱の要領についての説明もしなかった。本件事業所担当者からこのことを知らされた請求人は、何故にAが傷病手当金の支給を申請することができなくなったのかについて、本件事務所に問い合わせたが、本件事務所担当者は、法律上支給されなくなったと説明するばかりで、傷病手当金の給付について、どの部分がどのように改正されたかの説明はなかった。

- (6) 請求人は、当時、当該傷病により伏せており、請求人も本件事業所担当者も、本件事務所の対応から、行政窓口がそのようなものであるから、そうなのであらうと思わざるを得なかった。Aも、請求人も、そして、本件事業所担当者も、このようなことから、法律の改正により、任意継続被保険者に対しては、傷病手当金が支給されなくなったものと思ひ込み、その申請手続を進めることを断念し、その申請をしないまま経過し、本件傷病手当金支給申請の日に至ってしまった。

以上のとおりの事実が認められる。なお、上記の事実認定について補足的に説明すると、以下のとおりである。すなわち、本件事業所担当者が平成○年○月下旬に、Aの傷病手当金の支給申請書作成の準備をすべく本件事務所担当者に連絡を取ったが、本件事務所担当者が、「法律改正により、任意継続被保険者には傷病手当金は支給されないこととなったので、申請をすることはできない。」旨を告げ、その際、法律改正後の具体的な事務取扱の要領についての説明もしなかったこと、請求人が何故に傷病手当金の支給を申請することができなくなったのかを問い

合わせたが、本件事務所担当者は、法律上支給されなくなったと説明するばかりで、傷病手当金の給付について、どの部分がどのように改正されたかの説明はなかったこと、請求人は、本件事務所担当者の対応から、法律の改正により、任意継続被保険者に対しては、傷病手当金が支給されなくなったものと思い込み、その申請手続を進めることを断念したとの認定事実については、その認定に供した資料は主として、請求人側の申立て及び本件事業所の事業主である代表取締役の申立てであり、保険者側作成に係る資料又は供述の裏付けはない。

しかしながら、Aは、平成〇年〇月〇日に前立腺癌と診断され、ホルモン療法が開始されたが、平成〇年〇月〇日には多発性筋炎及び多発性筋炎に伴う間質性肺炎を発症し、ステロイドホルモンであるPSL（プレドニゾロン）の投与が開始されたという重篤な疾病に罹患していたのであり、既支給期間に係る傷病手当金の支給申請も、本件事務所担当者の協力を得て迅速に行われていること、すなわち、既支給期間のうち、平成〇年〇月〇日から同月〇日までの期間の傷病手当金は、同年〇月〇日に支給され、同年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間の傷病手当金は、申請書が同年〇月〇日に本件事務所で受け付けられて同月〇日に支給されており、同年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間の傷病手当金は、申請書が同年〇月〇日に本件事務所で受け付けられて同年〇月〇日に支給されたという経緯が認められるのである。しかし、Aが本件事業所を退職後、任意継続被保険者となったのは、継続して療養の給付及び傷病手当金の支給を受けることを主たる目的とするものであったことは、上記認定の経緯に照らして優に認定することができるのであり、Aが、同年〇月〇日までの入院治療を終えた後に、同年〇月〇日以降の

期間に係る傷病手当金の請求手続をするということは、事態の自然の流れとして了解可能であり、Aが傷病手当金を請求することを忘れたとか、手続を自ら懈怠したとかいうことは、およそ考え難いことといわなければならない。しかるに、A及び請求人は、平成〇年〇月〇日（受付）に至るまで、本件請求期間に係る傷病手当金の申請をすることなく経過したのであるが、これは、外的要因により傷病手当金申請の手続をすることができなかったものと認めるほかなく、その外的要因として考慮の外においてはならない事実が平成〇年改正法の公布及び施行の事実である。しかし、上記認定の経緯によると、Aないし請求人が、A退院後の平成〇年〇月下旬に、同年〇月〇日以降の期間に係る傷病手当金の申請手続をしようとして本件事務所担当者に対し、問い合わせをしたり、その指導を仰いだりしたことは上記認定から容易に認められるのであり、これに対し、本件事務所担当者が、健保法の改正により任意継続被保険者には傷病手当金は支給されないこととなったので、申請をすることはできない旨、あるいは、法律上支給されなくなった旨を告げ、なおかつ、法律改正後の具体的な事務取扱の要領についての説明もせず、傷病手当金の給付について、法律のどの部分が改正されたのかも説明もしなかったこと、及びこれにより、Aが傷病手当金支給申請を諦めた事実が高度の蓋然性をもって認定することができるものと判断されるのである。

- 6 上記認定事実に基づいて、〇〇支部長が本件傷病手当金が時効により消滅したとして、傷病手当金を支給しなかった処分の当否について検討する。

平成18年改正法は、「被保険者が療養のため労務に服することができなときは、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期

間、傷病手当金……を支給する」との健康保険法第9条第1項の規定を「被保険者（任意継続被保険者を除く。……）が療養のため労務に服することができないときは、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間、傷病手当金……を支給する」と改めたものであるが、平成18年改正法附則第1条第3号により、上記改正後の規定は平成19年4月1日から施行するとされ、更に、同法附則第9条第2項は、上記「施行の日の前日において傷病手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者（支給事由が生じた後に任意継続被保険者となった者に限る。）に係る傷病手当金の支給については、」上記「改正後の健康保険法第9条第1項の規定にかかわらず、これらの者を同項に規定する被保険者とみなして同条の規定を適用する。」旨規定し、同法附則第9条第3項は、上記「施行の日の前日において、傷病手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者に係る傷病手当金の支給については、なお従前の例による。」と規定しているから、前記認定の各事実関係の下においては、Aは、任意継続被保険者となった平成〇年〇月〇日以降の法定給付期間内であれば、傷病手当金の支給を受けられたものであり、かつ、仮に、平成〇年〇月〇日に被保険者資格を喪失したままで、任意継続被保険者とならなかった場合においても、傷病手当金の継続給付を受けることができたものということができる。

ところで、健康保険制度は、労働者の業務外の事由による疾病、負傷若しくは死亡又は出産及びその被扶養者の疾病、負傷若しくは死亡又は出産に関して保険給付を行うことにより、国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする制度であるから、傷病手当金の受給権は被保険者にとって極めて重要な権利であるところ、受給要件に関する法令・通達等の定めは複雑・難解であり、しか

も、被保険者による請求がなければ、給付が行われることはないから、当該被保険者に対する関係においては制度の上記目的を達することはできないのであり、本件事務所担当者は、A及び請求人あるいは本件事業所担当者とは比較にならない程の豊富な傷病手当金の支給要件等に関する知識と情報を保有していると考えられることを併せ考慮すると、本件事務所担当者としては、Aに対して、その窓口を閉ざすに等しい対応をしてはならないというべきであって、仮にも、法令の規定に関する誤った知識に基づいて、傷病手当金の支給を申請できないとか、これを申請しても支給されないとか意見を述べ、教示し、あるいは窓口指導をして、傷病手当金支給申請の意思に影響を与えて申請意思を翻させたり、申請を断念せたりする結果を招いてはならないというべきである。しかるに、本件事務所担当者は、上記のとおり、Aが任意継続被保険者となった平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの期間に係る本件傷病手当金受給権を有するにもかかわらず、本件事業所担当者、そして、請求人に対し、健康法の改正により任意継続被保険者には傷病手当金は支給されないこととなったので、申請をすることはできない旨、あるいは、法律上支給されなくなった旨を告げ、なおかつ、法律改正後の具体的な事務取扱の要領についての説明もせず、傷病手当金の給付について、法律のどの部分が改正されたのかも説明もせず、Aをして、傷病手当金支給申請を断念するのやむなきに至らせたものである。

以上のような事実関係を前提として、任意継続被保険者となってまでして、本件請求期間に係る傷病手当金の支給を受けようとしたAがこれを受給できないことによる不利益及び健康保険制度に寄せる国民の信頼の保護と、本件傷病手当金受給権が時効によって消滅したとしてその支給を拒絶することによって得られる保険者、すなわち、一般の被保険者及び

事業主等の利益、健康保険制度に及ぼす影響とを比較考量すると、〇〇支部長が平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの期間に係る本件傷病手当金受給権が時効により消滅したとして、これを支給しないとする処分をすることは、行政法の領域においても適用があると解することが相当である信義誠実の原則からして、許されないというべきである。

- 7 以上の認定及び判断の結果によると、原処分のうち、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの期間についてのAに係る傷病手当金を支給しないとした部分は相当ではないから、これを取り消すべきであり、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間についてのAに係る傷病手当金を支給しないとした部分は妥当であるから、この部分に関する本件再審査請求を棄却すべきである。

よって、主文のとおり裁決する。